

社会福祉法人松の木福祉会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松の木福祉会（「法人」という。）の定款第8条及び定款第条21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬等を支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬等については、第4条に定める金額の範囲内で支給することができる。
 - (1) 理事会及び評議員会への出席時。
 - (2) 理事全員の同意による書面又は電磁的記録で理事会決議に加わった場合。
- 4 評議員の報酬等については、定款第8条に定める金額の範囲内で支給することができる。
 - (1) 評議員会への出席時。
 - (2) 評議員全員の同意による書面又は電磁的記録で評議員決議に加わった場合。

(報酬等の額)

第4条 法人の役員の報酬総額は、年間30万円を超えない範囲とする。

- 2 理事に対する報酬総額は、年間20万円を超えない範囲とする。
- 3 監事に対する報酬総額は、年間10万円を超えない範囲とする。
- 4 役員及び評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。
 - (1) 理事会出席報酬 日額 5,000円
 - (2) 評議員会出席報酬 日額 5,000円
 - (3) 理事長業務報酬 日額 5,000円
 - (4) 理事業務報酬 日額 5,000円
 - (5) 監事監査指導報酬 日額 5,000円
- 5 役員が理事会に出席し、同日にあわせて事項(3)～(5)の業務を行った場合は業務報酬及び監事監査指導報酬は支払わないものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
2. 改定；平成22年3月27日
3. この規程は、平成29年6月17日に変更し、平成29年4月1日から実施する。
4. この規程は、平成30年6月9日に変更し、平成30年4月1日から実施する。
5. この規程は、令和3年6月19日に変更し、令和3年4月1日から実施する。